

## 第4期古賀市障がい者基本計画(案)パブリック・コメント実施結果

第4期古賀市障がい者基本計画(案)に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、  
古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1)政策等の題名	第4期古賀市障がい者基本計画(案)
(2)政策等の案の公表日	令和3年2月2日(火)
(3)パブリック・コメント手続の実施期間	令和3年2月2日(火)から令和3年3月3日(水)(30日間)
(4)意見等提出者数	1人、2団体
(5)提出意見等件数	21件
(6)提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり

	該当項目	パブリック・コメント(ご意見)の内容	計画への反映	ご意見への回答
1	全体	今回の3計画は、「古賀市まちづくり基本条例」が制定されて以後の初めての計画となります。同条例に基づいて、今回の計画を策定されるにあたり、市として意識されたこと・留意されたことなどがありましたらご教示ください。	原案のとおり	古賀市まちづくり基本条例第9条及び古賀市情報公開条例に基づき、策定過程として、古賀市障がい者施策推進協議会の会議内容及び資料を市公式ホームページ上で公開しました。 古賀市まちづくり基本条例第15条に基づき、パブリック・コメントを実施しました。
2	全体	新型コロナウイルス感染症に振り回されずに、行政とその計画の連続性について確固たる決意を持つ計画であるということに、市の本施策に対する姿勢を伺うことができ、とても安心しています。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、当事者とそのご家族は相当な変化にさらされており、この緊急事態に対し、いかに市が寄り添うかということもまた、姿勢として伺いたく思います。 本計画に付随する、市内の多様な主体ごとに取り組むことを検討するアクションプランのようなものを策定する考えはありませんでしょうか。	原案のとおり	ご意見いただきました内容のアクションプラン策定の予定はありませんが、新型コロナウイルス感染症によるものも含め、障がいのある人、またそのご家族の困りごとにつきましては、障がい者生活支援センター「咲」を中心にご相談をお受けし、今後とも、ご相談者に寄り添った対応ができるよう努めてまいります。
3	2ページ (2)計画の位置づけ	法に定める内容に対応したことを示す本計画の位置づけのみならず、本計画が古賀市という公共空間・自治体としての主体的かつ体系的・戦略的な計画であることを記載していただきたい。 すなわち、第4次・第5次の古賀市総合振興計画に連動するものであり、「第2期古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンに基づき、福祉施策を実施するものであることを明記していただきたい。 また、「第2期古賀市地域福祉計画・第5期古賀市地域福祉活動計画」との整合性も明記していただきたい。 ほかにも、生涯学習・スポーツなどの別領域の個別計画とも有機的な連携を図り、古賀市としてSDGs的な発想を持って社会的包摂を実現する姿勢をこの部分の記述を以って明らかにしていただきたい。	修正します	本計画と、古賀市総合計画、古賀市地域福祉計画、庁内の各分野ごとの計画の関係についての図を追加します。

	該当項目	パブリック・コメント(ご意見)の内容	計画への反映	ご意見への回答
4	24ページ (2)計画の基本方針 基本目標3 社会参加の促進	<p>第三段落にある、「当事者同士」「その家族同士」の交流はとても重要と思います。さらに第四段落の「当事者とその家族が、参加するから始まる社会的包摂の実現」も重要だと思います。</p> <p>この間に、「社会参画を阻害する要因が、この古賀市に存在することを理解し、その除去に向けて取り組んでくれる一般市民(住民や事業者等)のと、当事者とその家族の交流機会」についての視点が欠落しているような印象があります。</p> <p>この視点がないと、差別の解消につなげたり、障害者雇用の促進を図ったりすることができないのではないかでしょうか。</p>	修正します	障がいのある人やそのご家族どうしの交流だけでなく、地域等との交流も大切であると考えますことから、ボランティア団体や地域との交流について、追記します。
5	29ページ ②行政等における配慮の充実	<p>古賀市公共施設等総合管理計画に基づき、これから障害者の方とそのご家族の方が利用する公共施設も、削減をしなければならない事態になっていくのではないかと思います。施設の老朽化もあり、移転・改築・新築などで「使えない時期」もあるかもしれません。今後の少子高齢化の動向を考えると、削減を選択することがりえることも住民として理解していきたいと思っていますが、市の方向性があればお聞かせください。</p> <p>また、当事者の方とそのご家族の方に対し、施設などのハード的な意味において福祉サービスを維持するために、市が民間(自治会・校区コミュニティ・NPO・福祉事業者・一般企業等)に期待するものがあればお聞かせください。</p>	原案のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の公共施設につきましては、古賀市公共施設等総合管理計画に基づき管理等を進めてまいります。</li> <li>●施設などのハード整備において、民間に期待することとしましては、合理的配慮を提供する観点から、施設のバリアフリー化や、わかりやすい案内表示など、障がいのある人を含め、みなさんが利用しやすいような工夫をしていただければと考えております。</li> </ul>

	該当項目	パブリック・コメント(ご意見)の内容	計画への反映	ご意見への回答
6	29ページ ②行政等における配慮の充実	<p>障害者の方の働く環境の改善に、テレワークが大きな効果を各地で発揮しています。</p> <p>古賀市の公共施設や、市費が投入されている自治公民館などにおいて、フリーWifiの充実や、コワーキングスペース機能の創出など、テレワーク環境が充実していくよいと思いますが、本計画において市が障害者の方のテレワーク環境の向上についてお考えのものがあればお聞かせください。</p> <p>また、個別の施設としては、国の「地方創生テレワーク交付金」を活用して古賀市が整備をされる薬王寺温泉のインキュベート施設における障害者雇用の推進(「障害者雇用をしている企業を誘致すること」なども含む)についての取り組み予定や考え方があればお聞かせください。</p>	原案のとおり	<p>●障がいのある人のテレワーク環境の向上につきましては、計画39ページ①障がい者雇用の促進の中で、「農業分野での障がい者の就労その他多様な働き方の支援」を掲げており、テレワーク支援も、多様な働き方の支援の一つとして、国や県の動向も勘案しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>●現時点で、薬王寺温泉のインキュベート施設において「障がい者雇用をしている企業を誘致する」等の取組予定はありませんが、当該施設を利用する事業者においても、障がい者雇用促進法に基づき、障がい者雇用を進めていただきたいと考えております。</p>
7	32ページ ④地域における支援体制づくり	<p>「古賀市地域福祉計画」に基づき」とありますが、同計画は本計画の上位にあるか、または本計画を包括する計画であり、支援体制づくりのためだけの計画ではないと考えます。前提にある計画であるはずのもので、ここだけに唐突に古賀市地域福祉計画が出てくると、古賀市地域福祉計画に対する誤解を生じるとともに、本ページの①～③や他のページなどで、古賀市地域福祉計画の効力が及ばなくなってしまう恐れがあります。</p> <p>よって、本計画のあらゆる部分に古賀市地域福祉計画の効力・思想を反映させるために、この部分での「古賀市地域福祉計画」に基づき」という記述については削除が適当ではないでしょうか。</p>	原案のとおり	計画の位置づけにおいて、地域福祉計画が、障がい者基本計画の上位計画であることをお示ししますので、この部分の表記はそのままとさせていただきます。
8	32ページ ④地域における支援体制づくり	箇条書きのところに、「古賀市市民活動支援センター」の記述をお願いします。障害者福祉のための施設ではありませんが、当事者とそのご家族を支えるための「協働」を促進する大事な機関であると考えます。	原案のとおり	市民活動支援センターでは、障がい福祉を活動分野とする公益団体への活動支援も行っておりますが、同センターは他の活動分野も含む市民活動全般に関する支援を行う施設となっているため、原案のとおりとさせていただきます。

	該当項目	パブリック・コメント(ご意見)の内容	計画への反映	ご意見への回答
9	32ページ ④地域における支援体制づくり	「協働」という文字があります。古賀市は長年、「共働」の文字を採用してきましたが、今回、「協働」の文字を採用されたことに対する思いと決意をお聞かせください。（「協働」のほうがいいと思っていますが、この字を採用されたことについての経過等がわかれればと思ってお尋ねします。）	原案のとおり	本計画の上位計画となる「古賀市地域福祉計画」において、国の示す包括的支援体制構築のためのキーワードの一つとして「多機関協働」が挙げられていることから、その内容に準じた名詞として「(多機関の)協働」を使用しております。 このことにより、本計画の中でも、上位計画に合わせ、「協働」の表記とすることとしたものです。
10	33ページ 施策の方向	妊娠前からの啓発について、記載できたりしないものでしょか。すなわち、「もし結婚して、もし我が子が、障害を持って生まれたら」といったことを考えるような「総合学習」のような学習機会を未婚者など妊娠前の方々に提供することによって、先々の「ご家族の受容」を社会的に支えるような機会があってもよいのではないかと思います。	原案のとおり	本市は、一人ひとりの基本的人権が尊重される「共生社会」「インクルーシブな社会」の実現を目指しています。子どもに障がいのあるなしにかかわらず、安心して子育てができるまちづくりに取り組んでまいります。
11	33ページ ②インクルーシブ教育の推進	②インクルーシブ教育の推進 【項目の追記】 ・福祉課、学校教育課、子育て支援課及び地域との連携充実 【理由】 包括ケアを行うために連携が不可欠と思われるため	修正します	関係各課や地域との連携は、インクルーシブ教育の推進をはじめ、障がいのある子どもの支援全般において必要なものと考えますので、「③障がいのある子どもの支援体制の充実」のなかに「支援に関わる関係機関や市の関係各課、地域の連携充実」について追記します。

	該当項目	パブリック・コメント(ご意見)の内容	計画への反映	ご意見への回答
12	34ページ ③障がいのある子どもへの支援	<p>③障がいのある子どもへの支援  <b>【項目の修正】</b>          (修正前)          ・乳幼児期から学校卒業までの切れめのない情報提供や相談等の支援の実施          ・就学相談や就学支援の充実          (修正後)          ・乳幼児期より生涯において地域で充実した暮らしができるよう、切れめのない情報提供や相談等の支援  <b>[理由]</b>          学校卒業後に対する支援に隙間がある。</p> <p><b>【項目の追加】</b>          ・保護者に対する支援の充実  <b>[理由]</b>          特に働いている保護者に対する支援が少ない。</p>	修正します	<p><b>【項目の修正について】</b>          障がいのある子どもに対する情報提供や相談支援につきましては、「こども発達ルーム」(未就学児)や、通学している学校等で支援を行っているほか、年齢に関わらず、障がい者生活支援センター「咲」でも支援を行っているところです。          学校卒業後も、情報提供や相談の支援は切れめなく行なっていく必要があることから、「基本施策(4)相談支援体制の充実」において、そのことがわかるよう表現を修正します。</p> <p><b>【項目の追加について】</b>          保護者に対する支援についても必要と考えますことから、項目を追加します。</p>
13	35ページ 施策の方向 ③障がいのある人に配慮したまちづくり	<p>箇条書きの項目に、下記の追加ができるものでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人に配慮した公共交通網の整備</li> <li>・障がいのある人に配慮した都市計画・立地計画の実施</li> </ul>	原案のとおり	<p>公共交通網の整備や都市計画・立地計画の実施につきましては、障がいのある人も含み、市民のみなさまのニーズを鑑み取り組んでまいります。その考え方につきましては、「施策の方向」の中に記載しておりますので、原案のままとさせていただきます。</p>

	該当項目	パブリック・コメント(ご意見)の内容	計画への反映	ご意見への回答
14	37ページ 施策の方向 ②包括的な相談支援体制の構築	障害者雇用を検討する事業者や、雇用していた従業員が後天的に障害を有したときに雇用を継続することを図る事業者に対する相談体制の充実について、古賀市商工会はじめ税理士、社会保険労務士、社会福祉士などによる支援・相談の体制を構築することを明記してほしい。	原案のとおり	障がい者雇用に関する専門的な相談は、「ハローワーク」や障害者就業・生活支援センター「ちどり」で実施されているため、現在のところ、市独自で専門の相談体制を構築する予定はありません。 ご意見いただきました内容のご相談があった際は、内容をお伺いしたうえで、適切な相談機関へおつなぎしたいと考えております。
15	39ページ 基本施策 (1)雇用・就労の促進	障害者とそのご家族が、自立をめざして、起業・創業する場合の支援策についても記載していただきたい。既存の大企業・中小企業に雇用されることのみを支援するのではなく、自主自立をめざして家庭内で事業所得を獲得したり、雇用関係を構築したりしていくようなことが考えられます。 創業者応援金の活用など、古賀市における創業支援施策を障害者とそのご家族が活用しやすい環境の構築をお願いします。 また、創業者応援金の対象に、こうした観点から特定非営利活動法人や一般社団法人を追加することもご検討いただけたらと思います。(または、特定非営利活動法人や一般社団法人を対象とした福祉的支援制度の導入をご検討ください。)	原案のとおり	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

	該当項目	パブリック・コメント(ご意見)の内容	計画への反映	ご意見への回答
16	41ページ 基本施策(2)	<p>文部科学省は、「障害者の生涯学習の推進方策について(報告)」(平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議)において、目指す社会像として「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、その実現と障害者の生涯学習推進に向けた取組として、地方公共団体における実施体制・連携体制の構築、幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進、民間団体等と連携した学びに関する環境整備などを求めている。</p> <p>こうした社会的要請を鑑み、施策の方向については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①交流活動の推進</li> <li>②社会教育・生涯学習の充実</li> <li>③文化芸術活動・スポーツの促進</li> <li>④読書活動の整備</li> </ul> <p>という項目建てとし、本市における社会教育・生涯学習のさらなる充実を通じた、「学びあい」による当事者をめぐる社会的包摂を実現する姿勢を出すべきではないかと考える。現在の項目建てでは、当事者の方々に「文化活動を鑑賞させておけばよい」「スポーツをさせておけばよい」「本を読ませておけばよい」「交流会に参加させておけばよい」という、図書館・体育館・公民館をあたかも収容所として扱っているかのような誤解を与えると思う。学びによる当事者とご家族の自立を促進させる姿勢をもった、夢と希望を与える計画づくりをご検討いただきたい。</p>	原案のとおり	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
17	41ページ 基本施策(2) 交流活動及び文化芸術活動・スポーツ等の促進	<p>障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に公布・施行されています。</p> <p>「読書バリアフリー法」を掲載するからには、文化芸術活動においても、その法の存在を明記し、国の動きと連動して障害者の方々とご家族の鑑賞機会を充実させる古賀市の姿勢を明らかにしていただきたい。</p>	修正します	<p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」について、追記します。</p> <p>「障がい者の方々とご家族の鑑賞機会を充実させる」ことについては、41ページの「②文化芸術・スポーツの促進」において記載しているところです。鑑賞に介助が必要な場合は、ご家族も含んで取り組んでまいります。</p>

	該当項目	パブリック・コメント(ご意見)の内容	計画への反映	ご意見への回答
18	41ページ 基本施策(2) ①交流活動の促進	<p>こうした当事者団体やボランティア団体が活動を継続していくためには、資金的な支援(市による補助や、市社協による助成など)が、少なからず必要な場合があります。</p> <p>令和3年度当初予算案に含まれる、農林振興課の女性農業者支援や環境課における地域猫に関する課題解決に資するガバメントクラウドファンディングの導入が、この障害者福祉の充実のための分野においても必要だと思いますが、福祉課においてガバメントクラウドファンディングによる団体支援を行っていただきたいところですが、この考え方について市のお考えをお聞かせください。</p> <p>また、社会的包摂の実現のために、そして、各課で個別バラバラにガバメントクラウドファンディングを導入するよりは、古賀市補助金改革実行計画に基づき、財政課またはまちづくり推進課において、一括的な「ガバメントクラウドファンディングを扱うに値する案件を募集する制度」を、同計画が定義する「提案型公共サービス改善制度の導入」または「公募型補助金制度の拡充」によって行うべきではないかと考えますが、これに関する市の考え方をお聞かせください。</p>	原案のとおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガバメントクラウドファンディングによる団体支援につきましては、必要に応じ、検討してまいります。</li> <li>●「ガバメントクラウドファンディングを扱うに値する案件を募集する制度」につきましては、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
19	42ページ 基本施策(2) ③読書環境の整備	<p>令和3年3月からの「電子図書館サービス」の導入は、図書館に直接に訪問しづらい、移動に困難を抱える方々に読書環境を提供する画期的な取り組みだと思います。ありがとうございます。</p> <p>令和4年度から、本計画に基づいてさらなる充実に取り組まれていくものと思いますが、今後の構想について市のお考えがあればお聞かせください。</p> <p>なお、単純に「電子図書館サービス」が導入されたからと言って、単純に既存の館内の点字コーナー、拡大読書器、大活字本、朗読CDなどが撤去されたりしないようにご高配ください。</p> <p>また、古賀駅などの返却ポストサービスなども、当事者とそのご家族等のお声を踏まえながら、可能な限り維持してくださいますようお願い申し上げます。</p>	原案のとおり	<p>障がいのある人の読書環境の整備につきまして、今後は「電子図書館サービス」の推進を図るとともに、館内の利用における支援も継続して取り組むこととしております。</p> <p>また、返却ポストについても可能な限り維持したいと考えております。</p>

	該当項目	パブリック・コメント(ご意見)の内容	計画への反映	ご意見への回答
20	42ページ 基本施策(2) ③読書環境の整備	<p>古賀市では、自治会を通じた文庫活動が盛んですが、他の自治体で取り組まれている「小さな図書館(マイクロ・ライブラリー)」の運動が古賀市でも行われるようになると、地域包括ケアの充実や地域コミュニティの活性化につながるのではないかと思います。書店が1店しかないということも踏まえ、企業や商店街、病院、大学など向けに、本計画に基づいて、古賀市立図書館による読書文化の醸成に向けて働きかけていただくことはできないでしょうか。</p> <p>また、文庫活動をされている方々や、自治会活動をされている方々に、障害者の方とそのご家族が、分館活動を通じて市内各所で古賀市立図書館に行かずとも読書に親しめるような環境構築に協力していただけるような展開があることを願っています。電子図書館サービスを活用するためのスマホ・タブレットの活用セミナー等を分館活動で実施するイメージや、分館でWiFi環境を整備するようなイメージです。</p>	原案のとおり	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
21	障がい者施策推進協議会委員について	委員の人選について、療育分野に特化したメンバーや現当事者等(障がい児保護者等)を入れ、より充実した協議会にしてほしい。	原案のとおり	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。